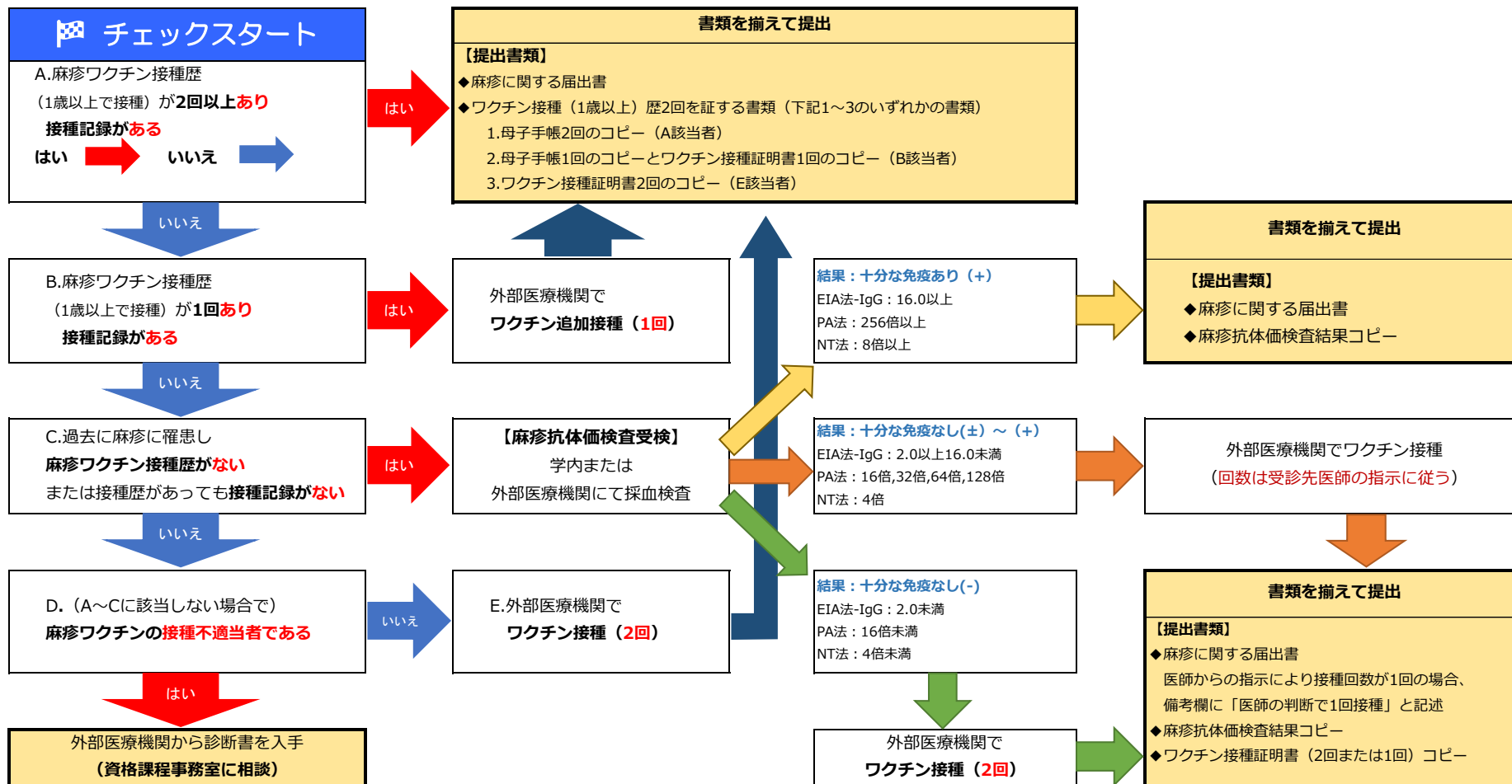


【教員免許状取得のための麻疹に関する届出の流れ】



【麻疹ワクチンについて】

- ◆麻疹ワクチンとは次のいずれかを指します。
- ・M(麻疹単独)ワクチン
- ・MR(麻疹・風疹混合)ワクチン
- ・MMR(麻疹・風疹・流行性耳下腺炎混合)ワクチン

【提出書類について】

☆ワクチン接種歴を証する書類(母子手帳・ワクチン接種証明書)・麻疹抗体価検査結果は、**A4サイズにコピーし、右下に学部・学年・組・番号・氏名を記入し提出してください。**

☆ワクチン接種証明書・抗体価検査結果の原本は、実習先から提示を求められることがあるため、保管しておいてください。

【注意事項】

- ◆麻疹ワクチンの接種間隔は少なくとも1か月以上空けてください。
- 他のワクチン接種との間隔等については、医師の指示に従ってください。
- ◆妊娠出産年齢の女性は、あらかじめ約1か月間避妊した後に接種し、ワクチン接種後約2か月は妊娠しないように注意することが大切です。
- ◆ワクチン不適当者(当ワクチン成分にアレルギーを有する者、妊娠中もしくは妊娠の可能性のある者、それ以外の不適当な状態にある者)は、資格課程事務室へ相談してください。原則として、医療機関からその旨記載された「診断書」を入手し提出していただくこととなります。